

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則

平成22年3月31日
青森県公安委員会規則第4号

改正 令和元年6月公安委員会規則第1号

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則をここに公布する。

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第28条の2及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「指導委員規則」という。）の規定に基づき、青森県公安委員会が行う猟銃安全指導委員の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動区域)

第2条 指導委員規則第2条第1項の規定による猟銃安全指導委員の活動区域は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年青森県条例第45号）に規定する各警察署の管轄区域とする。

(委嘱)

第3条 法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、前条に定める活動区域を管轄する警察署長が、当該活動区域に居住する者で、当該区域の実情に精通し、かつ、適任と認め推薦したものの中から行うものとする。

2 前項の規定による委嘱は、別記様式第1号の委嘱状を交付して行うものとする。

(周知の措置)

第4条 前条の規定により委嘱した猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先は、法第5条の3の規定により実施する講習会及び法第13条の規定により実施する猟銃の検査並びに猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動等において、当該猟銃安全指導委員の活動区域に居住する猟銃所持者等に周知させる措置を講ずるものとする。

(解嘱)

第5条 法第28条の2第7項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱は、当該猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署長から、同項各号のいずれかに該当するとして意見の具申を受けたものについて行うものとする。

2 前項の規定による解嘱は、別記様式第2号の解嘱通知書により行うものとする。

(弁明の機会の通知)

第6条 指導委員規則第8条の規定により、弁明の機会を与えるときは、弁明の期日、場所及び理由を期日の14日前までに書面により通知するものとする。

(災害補償)

第7条 猟銃安全指導委員の職務遂行中における災害補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月青森県条例第39号）の定めるところによる。

(細部の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の委嘱等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別記様式省略